

## 第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

### 1 第42条の12の5の2《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

#### 【制度の概要】

この制度は、青色申告法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第26条に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日（令和2年8月31日）から令和4年3月31日までの期間内に、その法人の認定導入計画書に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。）には、供用年度において、その認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の30%相当額の特別償却とその取得価額の合計額の15%相当額の法人税額の特別控除との選択適用ができるというものである（措法42の12の5の2①②）。

なお、連結納税制度においても、同様の規定が定められている（措法68の15の6の2）。